

情報開示の法的義務化

自動車メーカー 検討会で議論 電子整備データ

国土交通省、日本自動車工業会（自工会、青木哲会長）、日本自動車整備振興会連合会（日整連、坪内協致会長）の3者は、自動車メーカーによる電子整備データの提供体制について、情報開示の法的義務化を検討する。このほど設立した検討会で議論を重ね、年内にも法制化や開示情報の具体的内容について方向性を示す。今後は日本自動車輸入組合（JAI A、ハンス・テンペル理事長）にも検討会への参加を呼びかけ、業界を牽引した取り組みとして、高度化する整備技術への対応策を打ち出す。

（5面に関連）

国交省、自工会、日整連



環境対応技術や車両安全性の向上により、車両技術の高度電子化が加速している。このため整備専門工場などのアプターサービスの現場では、電子制御キミがユニットからスキャス読取作業をドを読み取り、故障コードを特定する作業が必須となっている。しかし、ディーラーが所有するメーカー専用ツールでなければ読み取りができない故障コードも

あり、対応に苦慮する整備業者が少なくない。こうした状況から、国交省、自工会、日整連の3者は、車載コンピュータが自己的に故障診断を行うOBD（車載型故障診断装置）情報の有効活用に向けた検討会を設立し、メーカーによる電子整備情報の適正開示について議論を開始した。検討会では情報開示の法的義務付けを視野に入れ、提供情報の精査を進める。国交省は「年内にも

何らかの形で成果をアウトプットする」としており、日整連も「早い時期に道筋をつける」という考え。メーカー各社も、ユーザーの安全性確保の観点から情報開示に前向きな姿勢を見せている。

情報開示の法的義務付けは、道路運送車両法の改正が有力と見られる。欧米では、EJ競争法や大気浄化法などの法規で自動車メーカーに情

報開示を義務付けており、日整連は「欧米レベルの情報開示が妥当」との姿勢で協議に臨む意向だ。今後は、国内規格であるJ-OBDIIの活用など情報提供体制の具体化とともに、輸入車も電子化が進んでいることからJAI Aの協力も必要となる。